

職員の給与に関する報告及び勧告

令和4年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年 の 給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 4 年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の 5 種 6 給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第 1 表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第 1 表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
		行 政 職	
職 員 数		17,031 人	8,008 人
平 均 年 齢		40.3 歳	39.3 歳
平均勤続年数		15.8 年	15.5 年
平均 給与 月額	給 料	325,148 円	300,550 円
	扶養手当	8,646 円	8,071 円
	地域手当	10,439 円	9,668 円
	住居手当	8,098 円	9,024 円
	管理職手当	6,768 円	7,941 円
	そ の 他	7,025 円	6,673 円
	合 計	366,124 円	341,927 円

(注) 1 再任用職員及び特定任期付職員給料表適用職員は含まれていない。

2 平均給与月額その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内民間事業所 694 事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した 164 事業所を対象に「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる 54 職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年 8 月から本年 7 月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第 2 表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は 31.0%（昨年 26.0%）となっており、昨年に比べて 5.0 ポイント増加している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第 3 表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は 80.0%（昨年 80.0%）となっている。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は 26.1%（昨年 16.9%）となっており、昨年に比べて 9.2 ポイント増加している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第 2 表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	31.0 (26.0)	8.5 (20.7)	0.0 (0.0)	60.4 (53.3)
課 長 級	22.9 (20.0)	9.7 (20.5)	0.0 (0.0)	67.4 (59.5)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100 にならない場合がある（次表において同じ。）。

3 () 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	% 81.5 (80.0)	% 80.0 (80.0)	% 26.1 (16.9)	% 0.6 (7.2)	% 53.3 (55.9)	% 1.5 (0.0)	% 18.5 (20.0)
課 長 級	74.8 (73.0)	73.4 (73.0)	24.6 (15.6)	1.1 (7.0)	47.7 (50.5)	1.5 (0.0)	25.2 (27.0)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、前記の「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行っており、その概要は次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、昨年比べてベースアップを実施した事業所の割合は増加しており、また、定期昇給を実施した事業所のうち昇給額が増額となっている事業所の割合も増加している状況が認められた。

このような情勢のもと、職員（再任用職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を752円（0.22%）上回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
349,974円	349,222円	752円（0.22%）

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額額の4.40月分に相

当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	355,786 円
	上半期 (A2)	352,686 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	764,884 円
	上半期 (B2)	794,495 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.15 月分
	上半期 (B2/A2)	2.25 月分
	計	4.40 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.30 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和3年地方公務員給与実態調査」によると、令和3年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレース指数は、99.6となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では2.5%、札幌市では3.0%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では277,694円(世帯人員平均2.71人、世帯主年齢平均61.1歳)となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等についておおむね下記の勧告・報告を行った。

人事院の給与勧告等

1 官民較差

921円（0.23%）〔行政職俸給表(一)…現行給与405,049円、平均年齢42.7歳〕

2 給与改定の内容と考え方

(1) 月例給

ア 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体0.3% [1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

イ その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

- ・ 民間の支給状況(4.41月)に見合うよう引上げ(年間支給月数4.30月→4.40月)
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(1.90月→2.00月(一般の職員))。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保
- ・ 再任用職員の勤勉手当を引上げ(0.05月分)
- ・ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当を引上げ(0.05月分)

(3) 実施時期

- ・ 月例給：令和4年4月1日
- ・ 特別給：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・ 若い世代の誘致・確保
- ・ 積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・ 採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・ 働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・ 若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・ 初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

5 公務員人事管理に関する報告

(1) 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

ア 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

イ 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

(2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適正等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

ア 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能

力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

(3) 勤務環境の整備

【課題】

職員のWell-being実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

ア 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

イ テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

ウ 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

エ 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

オ ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を752円(0.22%)上回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約4.6万円増加することとなる。

ア 月例給

公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

(7) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層を対象とした改定を行う必要がある。

(4) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

教育職給料表(高校・特別支援)及び教育職給料表(小・中・幼稚園)については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末

手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

ウ 実施時期

本年の給与改定については、令和4年4月1日から実施することが適当である。ただし、本年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和4年12月1日から実施し、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和5年4月1日から実施することが適当である。

(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件

今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関わる取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要があると考える。

ア 人材の確保

若年人口の減少、社会情勢の変化や就業意識の多様化等を背景に、全国的に公務員志望者の確保が厳しい状況が継続するとともに、若年層の早期離職者数が増加傾向にある。

行政課題が複雑・高度化する中、安定的に適切な行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保することが非常に重要である。

本委員会及び任命権者においては、オンラインを活用した採用広報活動やインターンシップの実施など、様々な採用活動に取り組んできたところであるが、昨今の厳しい情勢を踏まえ、更なる受験者数の確保に努める必要がある。公務員志望者のニーズに合わせ、取組内容の充実強化を図るとともに、公務への理解を深める機会を増やすことは、本市の課題に積極的に取り組むことが可能な人材を確保するためには重要であり、このことが若手職員の早期離職者数や採用試験合格後の辞退者数の減少にもつながるものと考ええる。

また、行政課題の変化に対応するためには、多様な有為の人材を継続的に確保していくことが求められることから、任命権者においては、外部人材や任期付職員の更なる活用を検討する必要があるほか、本委員会においても、時代に即した採用試験の在り方を検討していくことが必要である。

イ 人材の育成

有為な人材が職場に定着し、本市職員として活躍し続けてもらうため

には、職員のキャリア形成や能力開発の支援を計画的に行うことや、職員の意欲喚起や使命感の涵養を図り続けることが重要である。

また、地方公務員法の改正により、令和5年4月から定年が段階的に引き上げられ、公務に従事する期間が延長されることから、任命権者においては、職員のキャリア形成の考え方及び個々の職員に求められる役割をこれまで以上に明確化したうえで、能力及び実績に基づく適材適所の人事配置をより一層進めるとともに、人材育成に人事評価をより積極的に活用していく必要がある。

さらには、若手職員の離職防止、女性活躍、定年引上げといった課題に対応した職員研修の拡充、各職場における職員を育成し能力を高めあう組織風土の醸成、高齢層職員の豊富な知識や経験の伝承も併せて進めていくべきである。

特に、女性職員については、職員数や役職者数に占める割合が増加傾向にあり、女性はその個性と能力を十分に発揮できるよう、これまでも様々な取組を進めてきたところであるが、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」で定める女性管理職割合の目標値（令和4年度までに19%）に達していないことを踏まえると、今後、役職登用をより積極的に進めていく必要がある。そのためには、これまで出産・育児等により女性職員の職務経験が中断されることもあったことなどから、より多様な職務機会の付与や、それを支える職場のバックアップ体制等、女性職員のキャリア形成を支援するための環境整備が急務である。

年齢や性別を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を最大限発揮することは、市政運営上重要であることから、本委員会及び任命権者においては、既存の仕組みに捉われない人事管理の在り方、昇任制度の在り方を改めて検討することが必要である。

ウ ワーク・ライフ・バランスの実現

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のほか、公務能率や行政サービスの質の向上の観点からも重要な課題である。

本市では、定時退庁の推進等の取組を継続して行い、平成31年4月からは、労働基準法の改正に基づき、時間外勤務の上限を設けて、長時間労働の抑制を図っているが、依然として、恒常的に時間外勤務の多い職場が見受けられるほか、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症対策業務等、上限時間を超えた勤務が行われている職場も

存在している。

任命権者においては、行政のデジタル改革（D X）の推進等により、業務を効率化して生産性の向上を図り、時間外勤務の縮減を進めるとともに、長時間の時間外勤務が常態化している職場においては、業務量に応じた適切な人員配置を行うことが必要である。

（イ）多様で柔軟な働き方の推進

本市では、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」に基づき、仕事と子育ての両立に資する取組を進めるとともに、国の法改正等に合わせ、各種休暇制度等の拡充も図ってきたところである。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、本年 10 月から、育児休業の取得回数の制限が緩和されるなど、より柔軟で多様な制度の利用が期待される所であり、職員への制度の周知はもちろん、職場内でのフォロー体制や、代替職員の迅速な配置など、取得しやすい環境を整備することも重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、昨年度から時差出勤制度及び在宅勤務制度が順次制度化されたところであるが、引き続き、男女問わずに職員の働きやすい環境を整備していくため、国のフレックスタイム制の柔軟化の動向等も注視しながら、多様で柔軟な働き方について、検討を進めていくことが求められている。

エ 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員が心身ともに健康を保持し、生き生きと職務に従事することは、質の高い行政サービスの維持・向上のために必要不可欠であるが、休務・休職者のうち、メンタルヘルスの不調が要因となっている職員の割合は、依然として高い水準で推移しており、ここ数年で更に増加傾向にある。加えて、新型コロナウイルス感染症による、業務の量や質、職員間のコミュニケーションの問題など、職員の心の健康への影響も懸念される所である。

こうしたことへの対策として、これまで以上に、ストレスチェックの意義や相談窓口の周知等による早期発見の取組が求められる。管理監督者は、従来にも増して、声掛けや面談等を通じた職員のストレス状況の把握に努め、特に業務量が著しく増加している職員や心身の不調のサインが見られる職員に対しては、適切なタイミングで産業医の面談につなげることが重要である。

オ ハラスメントの防止

職場内でのハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮を妨げることや、心身の健康を害することにつながるだけでなく、職場環境を悪化させ、公務運営にも支障を来すものである。

各種ハラスメントの防止について、任命権者は、これまで周知・啓発、相談体制の整備等の取組を進めてきたところであるが、職員からの相談内容として、パワーハラスメントに関する割合が高いという傾向があることから、それぞれの職員が指導とハラスメントの違いを正しく理解し、自身の何気ない言動がパワーハラスメントになり得ることを認識する必要がある。

そして、日ごろから、管理監督者を含む職員間で積極的なコミュニケーションを取ることで、あらゆるハラスメントを見逃さない良好な職場風土を醸成していくことが重要である。

カ 服務規律の確保

職員の服務規律の確保については、本委員会の報告において繰り返し言及し、任命権者による不祥事防止の通知の発出や、各職場での研修の実施など、様々な取組が行われてきているが、依然として職員の非違行為による不祥事が後を絶たない。

特に、令和3年度は手当の不正受給や不適切な事務処理による職員の処分が目立ち、また、内部統制制度の報告によれば、個人情報等の誤送付等の事故は前年度に比べて増加しているほか、重大な不備事案も報告されている。

改めて、管理監督者が中心となり、職場内でのリスクの選定や職員間での共有、ICTの活用も含めた業務手法の見直し等を行い、適正な事務の処理を徹底し、市民の信頼回復に努めていく必要がある。

また、依然として、教職員によるストーカー行為や、児童ポルノ禁止法違反、強制わいせつといった悪質性の高い事案が散見されている。

教育委員会では、本年4月の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行を受けて、専門家（弁護士、臨床心理士、公認心理師）による事案の調査、アドバイス、研修等の新たな取組を始めたところであるが、児童生徒の人格形成にも影響を与える教職員には、特に高い倫理観が求められていることから、専門家の知見等も活用しながら、若い教員をはじめとした教職員への研修や指導を徹底し、不祥事の根絶に努めることが求められている。

キ 定年の引上げへの対応

本委員会では、昨年の報告において、高齢層職員の役割の重要性に鑑み、定年の段階的引上げに向け、再任用職員の処遇や役職定年後の職員が担う役割とそれに応じた職の在り方等を含めて、制度構築に向けた検討を進めるよう言及したところである。

その後、関係機関が連携し、組織の新陳代謝を図りながら、高齢層職員の知識・技術・経験の活用もできるよう、新たな職の設置や人事配置等の運用面について検討を重ねてきたところである。

令和5年4月の施行に向けては、これまでの検討経過も踏まえ、所要の規程整備を行うとともに、全ての職員に定年引上げ後の人事制度を丁寧に周知していく必要がある。

また、再任用職員をフルタイムで本格的業務に従事させるなど、積極的に活用してきた本市の実情や、現場で再任用職員が果たしている職務・職責も踏まえ、職員の高い士気を維持しながら、制度を円滑に移行させるための経過的な措置についても検討する必要がある。

なお、国においては、定年の段階的引上げが完成するまでに、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう所要の措置を順次講ずることとしていることから、本委員会としても、国家公務員における検討の状況を注視しながら、本市における給与制度の在り方について検討を行っていく必要がある。

（おわりに）

本市においては、人口減少の局面を迎え、多様化する介護・福祉に関する支援ニーズが一層増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症対応の継続や感染症対策を行いながらの各種行政課題への対応、さらには物価高騰の影響等を踏まえた市民生活向上に向けた対策など、様々な課題に直面しており、ここ数年で職員の負担感は大きく増えている。

また、そのような情勢の中、定年の段階的引上げをはじめ、職員の人事・給与制度は大きな変革の時を迎えており、個々の職員に求められる役割や責任など、取り巻く環境も変化していくこととなる。

こうした状況において、年齢や性別を問わず、全ての職員が一丸となり、札幌市職員としての高い志と気概を持って職務に精励することが非常に重要であり、そのためにも、時代に即した人事・給与制度となるよう目に見えるしつかりとした取組を進め、職員一人ひとりのエンゲージメント（仕事へのやりがいや働きがいを感じながら組織や仕事に自発的に貢献する意欲）を高めていく必

要がある。

市議会及び市長にあつては、勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層を対象とした改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

(1) 令和 4 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（再任用職員にあっては、0.5 月分）とすること。

イ 特定職員

勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（再任用職員にあっては、0.6 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(2) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.475 月分）とすること。

イ 特定職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分

(再任用職員にあつては、それぞれ 0.575 月分) とすること。

ウ 特定任期付職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の(1)については令和 4 年 12 月 1 日から実施し、2 の(2)については令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和4年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30
第10表 再任用職員の給料表別、級別人員	32

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	33
第11表 産業別、企業規模別事業所数	34
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第14表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	44
第15表 民間における家族手当の支給状況	44
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	44

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標	46
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 4 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 4 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。ただし、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第1表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							合計
		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職手当	その他	
行政職	8,008	300,550	8,071	9,668	318,289	9,024	7,941	6,673	341,927
消防職	1,715	293,420	13,469	9,351	316,240	7,601	3,796	7,855	335,492
医師職	28	522,779	7,786	103,699	634,264	2,893	117,554	174,389	929,100
教育職 (高校・特別支援)	568	384,852	10,945	11,986	407,783	6,923	3,761	7,229	425,696
教育職 (小・中・幼稚園)	6,712	356,725	7,909	11,116	375,750	7,242	5,920	6,518	395,430
計	17,031	325,148	8,646	10,439	344,233	8,098	6,768	7,025	366,124

(参考)

現業職	950	309,655	10,359	9,600	329,614	6,206	—	7,447	343,267
企業職 (交通)	474	306,642	10,179	9,787	326,608	7,430	9,418	7,622	351,078
企業職 (水道)	536	306,770	9,989	9,643	326,402	9,449	4,663	7,217	347,731
企業職 (病院)	1,066	310,758	6,753	19,368	336,879	9,762	7,181	46,175	399,997
全給料表計	20,057	322,721	8,699	10,837	342,257	8,117	6,476	9,144	365,994

(注) 1 給料には、切替に伴う経過措置額を含む。

2 教育職（高校・特別支援）及び教育職（小・中・幼稚園）の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3 その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。

4 再任用職員は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。

5 特定任期付職員給料表適用職員（適用者は1名。）は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平均 年 齢	平均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	39.3	15.5	0.0	17.6	12.3	70.1	60.9	39.1
消 防 職	38.1	16.5	—	42.2	14.1	43.7	95.9	4.1
医 師 職	53.9	8.6	—	—	—	100.0	39.3	60.7
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	44.7	14.4	—	—	0.9	99.1	62.1	37.9
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	41.6	16.3	—	—	3.4	96.6	49.3	50.7
計	40.3	15.8	0.0	12.5	8.5	78.9	59.9	40.1

(参 考)

現 業 職	46.2	21.2	2.9	91.8	5.3	—	83.1	16.9
企 業 職 (交 通)	43.2	19.6	—	56.5	10.3	33.1	96.2	3.8
企 業 職 (水 道)	41.1	17.5	0.4	33.4	7.5	58.8	87.5	12.5
企 業 職 (病 院)	38.8	11.5	—	0.8	47.3	52.0	29.5	70.5
全 給 料 表 計	40.6	16.0	0.2	17.3	10.5	72.1	60.9	39.1

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

給料表 年齢	行政職	消防職	医師職	教育職 (高校・特別支援)
歳	人	人	人	人
18以下	35	9		
19	31	15		
20	46	22		
21	43	28		
22	174	39		1
23	212	54		12
24	185	53		10
25	232	55		10
26	259	56		4
27	259	57		13
28	279	52		8
29	239	60		11
30	246	60		7
31	278	64		14
32	233	51		14
33	237	67		12
34	276	64		9
35	244	76	1	13
36	205	42	1	7
37	189	49	1	10
38	196	38		13
39	193	26		10
40	190	31		15
41	212	30		14
42	202	25		17
43	246	29	1	20
44	212	31		19
45	209	39		17
46	169	35	1	16
47	193	40		21
48	198	43	3	17
49	224	34	1	19
50	168	35	1	25
51	167	37	2	19
52	168	26		22
53	177	27	1	21
54	165	30		15
55	155	15	1	19
56	155	31	1	19
57	181	43		29
58	177	44	2	25
59	149	53	3	21
60以上			8	
計	8,008	1,715	28	568
平均年齢	39.3歳	38.1歳	53.9歳	44.7歳

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	
		構成比
人	人	%
	44	0.3
	46	0.3
	68	0.4
	71	0.4
85	299	1.8
137	415	2.4
195	443	2.6
196	493	2.9
203	522	3.1
202	531	3.1
189	528	3.1
182	492	2.9
176	489	2.9
198	554	3.3
166	464	2.7
168	484	2.8
163	512	3.0
182	516	3.0
146	401	2.4
154	403	2.4
181	428	2.5
179	408	2.4
205	441	2.6
166	422	2.5
193	437	2.6
178	474	2.8
149	411	2.4
116	381	2.2
116	337	2.0
152	406	2.4
178	439	2.6
158	436	2.6
152	381	2.2
148	373	2.2
178	394	2.3
191	417	2.4
244	454	2.7
212	402	2.4
199	405	2.4
207	460	2.7
231	479	2.8
237	463	2.7
	8	0.0
6,712	17,031	100.0
41.6歳	40.3歳	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4		5	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	35	150,000										
19	31	153,732										
20	46	161,035										
21	43	167,579										
22	174	179,752										
23	212	185,418										
24	185	190,605										
25	232	196,775										
26	259	202,661										
27	259	208,568										
28	278	214,192										
29	238	220,231	1	231,900								
30	106	221,796	140	231,388								
31	44	222,580	232	236,246				2	257,000			
32	9	226,822	223	241,531				1	298,800			
33	5	226,820	230	248,012				2	272,950			
34	1	226,300	254	255,623				21	289,452			
35			222	262,695				22	292,305			
36			171	269,522				34	300,594			
37			112	273,907	34	299,282		40	306,833	3	320,600	
38			64	277,386	78	302,969		49	316,231	5	331,560	
39			39	277,738	95	307,975		47	322,443	12	342,308	
40			13	277,562	101	312,967		54	332,954	22	351,073	
41			7	284,057	110	319,516		51	342,910	43	359,019	
42			9	282,311	101	323,886		48	347,135	43	365,353	
43			9	283,356	125	328,222		58	351,359	54	372,326	
44			8	291,138	104	331,223		33	359,121	67	379,964	
45			5	302,320	95	335,934		34	361,929	64	384,772	
46			3	281,133	72	338,476		17	373,859	67	387,957	
47			3	299,267	35	337,811		69	370,365	67	392,922	
48			2	299,200	33	340,009		60	372,420	70	396,786	
49			4	308,050	15	340,033		100	374,110	59	397,808	
50			3	293,967	12	342,475		79	376,892	41	399,246	
51					3	327,867		80	378,474	46	401,602	
52			2	272,650	2	330,350		87	381,871	45	402,902	
53			1	319,400	2	327,950		70	383,984	55	404,233	
54			1	318,100	2	333,400		69	386,478	43	404,733	
55								50	389,028	50	406,036	
56								59	388,703	32	408,491	
57								62	389,095	39	405,992	
58			1	323,100				49	389,463	51	407,671	
59								61	390,995	31	407,832	
60以上												
計	2,157	199,955	1,759	254,363	1,019	323,370	1,408	363,358	1,009	391,083		
平均年齢	26.2歳		34.5歳		43.0歳		48.5歳		49.4歳			

(注) 平均給料月額には、切替に伴う経過措置額を含む(以下、本表において同じ。)

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										35	150,000
										31	153,732
										46	161,035
										43	167,579
										174	179,752
										212	185,418
										185	190,605
										232	196,775
1	291,900									259	202,661
										259	208,568
										279	214,470
										239	220,280
										246	227,255
										278	234,232
										233	241,209
										237	247,776
										276	258,091
										244	265,365
										205	274,676
										189	286,181
										196	298,660
										193	307,523
										190	320,637
				1	406,400					212	332,395
						1	477,200			202	337,145
										246	341,717
										212	349,457
11	404,427									209	357,919
10	409,300									169	364,825
19	412,837									193	375,368
33	416,982									198	382,320
45	419,149	1	448,900							224	386,272
27	420,615	4	450,125	2	478,300					168	388,386
29	422,621	7	450,414	2	477,300					167	395,801
23	422,717	1	453,100	8	478,900					168	396,227
23	426,478	10	452,990	16	485,288					177	407,856
27	428,200	13	453,485	9	481,533	1	525,600			165	408,312
17	427,159	13	457,846	20	485,435	5	525,260			155	421,303
30	425,600	11	453,627	18	485,728	5	524,640			155	420,190
25	425,004	25	455,656	22	484,082	8	523,763			181	424,387
27	423,519	19	453,626	20	481,090	10	521,670			177	424,240
15	424,407	16	453,588	21	483,890	5	521,460			149	422,054
362	421,163	120	454,085	139	482,966	35	521,897	0	—	8,008	300,550
52.5歳		56.2歳		56.2歳		57.1歳		—		39.3歳	

その2 消防職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 以下	9	157,100								
19	15	161,300								
20	22	168,259								
21	28	173,511								
22	39	185,244								
23	54	190,919								
24	53	196,300								
25	51	201,847	4	202,400						
26	38	208,092	18	206,133						
27	30	213,633	27	216,230						
28	24	219,908	28	222,550						
29	8	222,138	52	230,667						
30	1	226,400	59	236,720						
31	1	224,700	60	243,445	3	257,300				
32			45	249,898	6	263,800				
33			57	258,491	10	270,680				
34			46	264,200	18	282,200				
35			43	271,240	33	287,991				
36			16	276,356	26	298,365				
37			7	277,957	40	302,720	2	314,900		
38					34	308,932	4	327,850		
39			1	293,800	23	315,987	2	338,100		
40					24	323,008	6	335,917	1	356,500
41					27	328,889	3	346,767		
42					18	331,067	6	354,133	1	356,500
43					21	335,624	7	360,414	1	381,700
44					19	338,642	9	364,322	3	385,933
45					24	341,950	8	366,575	7	391,014
46					26	345,288	5	371,520	3	393,967
47					2	341,800	30	370,833	7	396,000
48							34	372,218	7	398,000
49							27	375,333	7	401,043
50							19	379,184	12	398,917
51							23	380,687	8	399,475
52							14	385,100	9	400,689
53							16	387,231	8	403,000
54							17	388,988	7	405,971
55							6	391,750	3	407,000
56							21	391,214	5	404,620
57							22	391,359	13	405,215
58							24	392,188	9	405,622
59							28	393,529	12	407,642
60 以上										
計	373	194,231	463	245,388	354	314,192	333	378,594	123	400,372
平均年齢	24.3歳		31.8歳		39.8歳		51.5歳		52.6歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										9	157,100
										15	161,300
										22	168,259
										28	173,511
										39	185,244
										54	190,919
										53	196,300
										55	201,887
										56	207,463
										57	214,863
										52	221,331
										60	229,530
										60	236,548
										64	243,802
										51	251,533
										67	260,310
										64	269,263
										76	278,513
										42	289,981
										49	299,680
										38	310,924
										26	316,835
										31	326,587
										30	330,677
										25	337,620
										29	343,197
										31	350,674
										39	355,808
1	407,900									35	354,997
1	418,300									40	374,973
2	417,000									43	378,498
										34	380,626
4	419,750									35	390,586
5	419,980	1	451,200							37	391,965
1	417,000	1	452,700	1	486,500					26	398,223
2	426,500			1	480,000					27	398,248
2	422,550	2	454,750	2	489,500					30	406,273
4	427,375			2	478,500					15	415,867
4	424,825			1	487,900					31	400,832
4	428,425	1	454,100	3	487,567					43	407,167
3	420,900	5	452,060	2	475,200	1	521,200			44	410,402
5	426,560	5	449,040	3	480,600					53	410,006
38	422,953	15	451,533	15	483,020	1	521,200	0	—	1,715	293,420
54.3歳		57.4歳		56.6歳		58.3歳		—		38.1歳	

その3 医師職給料表

年齢	級	1		2		3	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18 以下							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35				1	410,600		
36				1	417,000		
37						1	427,500
38							
39							
40							
41							
42							
43						1	472,600
44							
45							
46				1	428,500		
47							
48						3	504,267
49						1	480,900
50				1	465,400		
51						1	459,200
52							
53							
54							
55						1	541,100
56						1	537,600
57							
58						1	541,100
59						1	541,100
60 以上						2	541,100
計		0	—	4	430,375	13	507,392
平均年齢		—		42.1歳		52.6歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		1	410,600
		1	417,000
		1	427,500
		1	472,600
		1	428,500
		3	504,267
		1	480,900
		1	465,400
1	560,200	2	509,700
1	571,600	1	571,600
		1	541,100
		1	537,600
1	559,300	2	550,200
2	584,650	3	570,133
6	576,633	8	567,750
11	574,564	28	522,779
59.8歳		53.9歳	

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

年齢	級 区分 歳	1		2		特2	
		人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				1	212,160		
23				12	216,761		
24				10	228,286		
25				10	235,026		
26				4	243,802		
27				13	255,819		
28				8	270,415		
29				11	277,604		
30				7	287,121		
31				14	302,259		
32				14	307,644		
33				12	320,094		
34				9	325,444		
35				13	343,395		
36				7	353,450		
37				10	357,268		
38				13	369,049		
39				10	371,428		
40				15	383,163		
41				14	388,603		
42				17	395,889		
43				20	399,801		
44				19	403,949		
45				17	406,769		
46				16	418,440		
47				20	419,100	1	430,144
48				16	422,873	1	430,144
49				17	426,875		
50				19	427,210	1	437,528
51				19	431,120		
52				18	432,654		
53				18	431,886		
54				15	431,889		
55				16	436,788		
56				16	432,196		
57				26	432,765		
58				20	433,074		
59				18	434,305		
60以上							
計		0	—	534	379,949	3	432,605
平均年齢		—		44.0歳		48.8歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				1	212,160
				12	216,761
				10	228,286
				10	235,026
				4	243,802
				13	255,819
				8	270,415
				11	277,604
				7	287,121
				14	302,259
				14	307,644
				12	320,094
				9	325,444
				13	343,395
				7	353,450
				10	357,268
				13	369,049
				10	371,428
				15	383,163
				14	388,603
				17	395,889
				20	399,801
				19	403,949
				17	406,769
				16	418,440
				21	419,626
				17	423,301
2	442,000			19	428,467
5	453,420			25	432,864
				19	431,120
4	462,225			22	438,030
3	457,633			21	435,564
		3	479,800	15	431,889
				19	443,579
1	458,000	2	486,400	19	439,260
1	455,300	2	473,350	29	436,341
1	457,000	4	473,550	25	440,507
1	461,700	2	473,850	21	439,376
18	455,828	13	476,985	568	384,852
53.0歳		57.3歳		44.7歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

年齢	級	1		2		特2	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18以下							
19							
20							
21							
22				85	212,808		
23				137	218,020		
24				195	226,218		
25				196	234,511		
26				203	244,538		
27				202	256,374		
28				189	268,164		
29				182	280,790		
30				176	290,927		
31				198	300,054		
32				166	310,050		
33				168	317,977		
34				163	328,537		
35				182	337,927		
36				146	345,370		
37				154	354,859		
38				181	361,870		
39				179	368,738		
40				205	374,612		
41				166	381,822		
42				190	387,996	3	396,864
43				175	390,157	3	404,075
44				144	393,990	5	406,453
45				106	398,378	10	412,922
46				109	403,060	7	417,798
47				130	406,875	14	416,245
48				143	410,186	10	422,781
49				121	412,837	11	421,370
50				112	415,913	5	422,573
51				106	416,661	5	424,611
52				130	418,195	5	424,174
53				138	418,792	2	425,568
54				165	420,583	4	426,114
55				153	421,125	5	427,544
56				145	420,832	1	426,296
57				148	420,826	2	426,712
58				171	421,141		
59				168	421,184		
60以上							
計		0	—	6,027	348,062	92	418,576
平均年齢		—		40.2歳		48.9歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				85	212, 808
				137	218, 020
				195	226, 218
				196	234, 511
				203	244, 538
				202	256, 374
				189	268, 164
				182	280, 790
				176	290, 927
				198	300, 054
				166	310, 050
				168	317, 977
				163	328, 537
				182	337, 927
				146	345, 370
				154	354, 859
				181	361, 870
				179	368, 738
				205	374, 612
				166	381, 822
				193	388, 134
				178	390, 392
				149	394, 408
				116	399, 632
8	423, 913			116	403, 949
25	424, 824			152	408, 635
26	426, 435			178	412, 949
35	427, 449			158	415, 668
				152	418, 788
37	428, 295			148	419, 838
38	428, 521	5	441, 160	178	421, 212
35	429, 463	16	439, 169	191	422, 525
37	429, 495	38	440, 729	244	425, 163
17	429, 841	37	443, 708	212	425, 917
20	428, 720	33	444, 633	199	425, 599
15	429, 820	42	443, 450	207	426, 125
6	428, 100	54	442, 669	231	426, 354
4	428, 975	65	442, 066	237	427, 043
303	428, 141	290	442, 530	6, 712	356, 725
52. 7歳		57. 1歳		41. 6歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3						1				
4										
5				2						
6										
7										
8										
9				1				1	1	
10										
11	35			1						
12	2									
13				2						
14	31			1						
15	4									
16	1			1						
17				6						
18	21			1						
19	1	29								
20	5	17								
21	19	140		21					1	
22	26	66		3						
23	7	23		2						
24	19	18		2						
25	2	180		23	1			1	1	
26	24	55		5	2				2	
27	2	29		4					1	
28	13	21		2					4	
29	2	176		27	2				4	
30	32	45		9					3	
31	149	37		5	1				7	
32	24	29		6	1			1		
33	5	66		35	2				1	
34	185	26		7	1				1	
35	5	22		8	5			1	3	
36	31	18		5	3				1	
37	4	125		19	4			3	1	
38	161	35		15	1			2	1	
39	19	45	17	19	11			5	1	
40	21	19	11	3	4			13	1	
41	33	121	62	12	5			8	1	
42	175	18	27	7	3			4		
43	7	37	19	15	6			10		
44	28	18	16	12	6			6		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人	人	人	人	人
46	34	92	43	4	27
47	204	21	9	12	7
48	14	21	37	13	10
49	19	15	16	6	4
50	35	98	26	31	25
51	229	27	7	9	7
52	33	11	40	8	5
53	14	2	17	6	4
54	19	13	18	28	40
55	187	5	20	5	8
56	28	5	21	14	7
57	19	2	19	9	4
58	32	3	34	17	23
59	158		22	9	5
60	25	6	29	2	7
61	5		15	3	5
62	3	3	36	12	15
63	2		15	4	39
64	2	1	14	9	3
65		3	27	13	3
66	1	5	30	37	8
67	1	3	15	24	17
68			16	7	31
69			10	11	4
70			31	35	4
71		1	9	14	15
72		1	9	23	8
73			11	11	20
74			28	10	14
75		1	32	18	13
76			4	38	10
77			6	13	13
78		1	15	19	29
79		1	19	21	20
80			31	24	11
81			9	22	20
82			12	14	25
83			17	11	19
84			16	14	11
85			19	15	19
86			21	12	8
87			12	11	14
88			5	35	22
		1	6	15	23

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		8		
		5		
		6		
	1	6		
1	2	4		
1	2	5		
	1	4		
1	6	8		
2	4	5		
	3	5		
3	7	2		
1	8	2		
3	10	5		
4	3	2		
3	7	3		
5	9	2		
4	7	1		
1	6	5		
7	4			
4	5			
5	2			
11	3	2		
8	3	1		
9	5			
8				
14	4			
23	2	1		
24	4	1		
12		1		
10	1			
8	2			
10	2			
10	1			
13	2			
15	1			
6				
13				
14	1			
12				
12				
10				
10				
7	1			
6	1			

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
90			13	8	19	9				
91			3	24	25	7				
92		1	2	37	20	10				
93				25	22	6				
94			1	8	17	3				
95				23	24					
96				16	20	1				
97				9	16	4				
98				17	12	4				
99				38	9					
100				27	11	2				
101		1		18	9					
102				21	6	2				
103				52	7					
104				39	10					
105				23	5	1				
106				18	6					
107				13	10					
108				11	8	1				
109				4	9					
110				3	4	1				
111				2	4					
112					3					
113					2					
114				1	5					
115					4					
116					5					
117					6					
118				1	2					
119					3					
120					2					
121					18					
122				4						
123										
124				1						
125					16					
計	2,157	1,759	1,019	1,408	1,009	362	120	139	35	0
構成比	26.9%	22.0%	12.7%	17.6%	12.6%	4.5%	1.5%	1.7%	0.4%	—
適用職員数	8,008人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		8								
3		2								
4		2								
5		10								
6										
7		1								
8		2								
9		11								
10		5								
11										
12		7								
13		16								
14		10								
15	9	8								
16	1									
17		1	4							
18	15	11								
19	2	12								
20	2	4								
21		19	9							
22	19	25	1							
23	3	22	2							
24	1	4								
25	10	34	3							
26	11	5	5							
27	2	8	3							
28	13	1	3							
29	1	39	2						1	
30	13	9	3							
31	1	10	9							
32	10	5	1							
33	1	30	9	2						
34	14	10	5							
35	20	11	6							
36	6	3								
37	2	13	17	2				1		
38	49	5	3	1				1		
39	1	11	1							
40	9	3	1							
41	2	20	33	1				3		
42	33	3	6					1		
43	9	15	4	3	2			1		
44	11	5	3							

級 号俸	1	2	3	4	5
45	5	11	28	3	
46	20	3	4		
47	3	7	2	2	
48	12	2	2	1	
49	3	18	8	1	
50	13	1	1		
51	5		11	3	
52	9		1	1	
53	3				
54	12		3		
55	4		10	1	
56	1		4	1	
57	3	1	7	1	
58	9		7	4	
59	1		3	2	1
60			3	3	
61			5	2	1
62			7	3	1
63			8	5	
64			2	3	
65			6	8	
66			2	3	3
67			1	2	1
68			8	16	1
69			7	9	1
70				16	1
71				4	2
72			2	6	2
73			9	10	1
74				8	1
75				6	3
76			1	3	5
77			17	1	2
78			1	5	3
79			1	6	1
80			2	4	4
81			1	3	2
82			2		6
83			12	9	3
84			1	8	2
85			2	4	4
86			3		1
87				5	5
88			2	1	1

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		1		
	1			
		1		
	1			
		2		
	1			
	1	1		
1	4			
		1		
	1			
	3	1		
1	1			
1				
2				
1				
2				
2				
7				
1				
4				
1				
2				
2				
1				
2				
1				
1				
1				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
89	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
90			15	6	4	2				
91			3	2	5	1				
92			1	5	6	8				
93			6	7	2					
94				2	8	1				
95				6	11					
96				6	4					
97				1	4					
98				7	1					
99				6	2					
100				2						
101				7		1				
102				8						
103				22	1					
104				13						
105				3						
106				20	2					
107				23						
108				1						
109										
110				2						
111					3					
112										
113										
114										
115					1					
116										
117										
118										
119										
120										
121					1					
122										
123										
124										
125										
計	373	463	354	333	123	38	15	15	1	0
構成比	21.7%	27.0%	20.6%	19.4%	7.2%	2.2%	0.9%	0.9%	0.1%	—
適用職員数	1,715人									

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12			1	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28		1		
29				
30				
31		1		
32			1	
33				
34				
35				
36			1	
37		1		
38				
39				
40				
41				
42			1	
43				
44				
45				
46			1	
47				
48				

級 号俸	1	2
	人	人
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		1
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	0	4
構成比	—	14.3%
適用職員数 28人		

3	4
人	人 2 1
	1
1	1
	1 1 1
	1
1	2
5	
13	11
46.4%	39.3%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		6			
3					
4		7			
5					
6		3			
7					
8		3			
9		1			
10		3			
11					
12		6			
13		1			
14		3			
15					
16		1			
17		1			
18		4			
19					
20		5			
21		2			
22		5			
23					
24		2			
25					
26		3			
27		1			
28		6			1
29					
30		3			
31					1
32		6			
33					3
34		1			3
35					1
36		6			1
37		1			
38		4			
39		1			
40		4			1
41		2			1
42		5			
43		3			
44		2			
45		1			
46		6			
47		1			
48		4			
49		1			1
50		3			
51		2			
52		3			

級 号俸	1	2
53	人	人
54		1
55		5
56		1
57		3
58		3
59		2
60		1
61		5
62		1
63		5
64		2
65		5
66		3
67		3
68		1
69		3
70		
71		2
72		1
73		5
74		3
75		5
76		2
77		3
78		2
79		5
80		7
81		1
82		6
83		7
84		7
85		3
86		6
87		3
88		5
89		3
90		5
91		1
92		4
93		2
94		7
95		2
96		8
97		1
98		6
99		1
100		4
101		1
102		4
103		5
104		6

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
			105		1			
			106		6			
			107					
			108		3			
			109		3			
		1	110		3			
			111		2			
			112		2			
			113		4			
		3	114		5			
			115					
			116		5			
		1	117		4			
		1	118		4			
			119		1			
			120		8			
		1	121		3			
		2	122		8			
			123		3			
		3	124		4			
		1	125		1			
		1	126		9			
			127					
		1	128		7			
		2	129		2			
			130		8			
			131		4			
2			132		8			
			133		3			
		1	134		2			
			135		13			
			136		5			
			137		7			
1			138		11			
			139		11			
			140		12			
			141		7			
			142		8			
			143		11			
			144		4			
			145		33			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	534	3	18	13
			構成比	—	94.0%	0.5%	3.2%	2.3%
適用職員数				568人				

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		99			
14					
15					
16		121			
17		3			
18		28			
19		5			
20		136			
21		3			1
22		33			17
23		3			28
24		95			32
25		26			25
26		74			22
27		6			24
28		93			15
29		10			16
30		67			13
31		10			16
32		99			8
33		7			13
34		74			11
35		9			12
36		84			9
37		4			4
38		73			10
39		13			4
40		64			3
41		14			3
42		61			1
43		10			
44		58			

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	人	人	人	人
46		21			1
47		62			1
48		11			1
49		74			
50		12			
51		69			
52		15			
53		67			
54		21			
55		77			
56		10			
57		69	1		
58		20			
59		64			
60		22			
61		70			
62		19			
63		53			
64		27	3		
65		58	2		
66		27			
67		57	1		
68		19			
69		61			
70		26	1		
71		61	3		2
72		18	1		1
73		50	1		2
74		13			2
75		58	2		4
76		12	4		2
77		65	4		2
78		26	3		4
79		55	1		7
80		27	2		5
81		61	3		13
82		38	1		10
83		56	7		9
84		21	1		14
85		75	5		41
86		28	3		10
87		64	7		15
88		20	5		10
		61	6		34

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		35	4	7	
90		51	3	12	
91		24	4	4	
92		49	5	20	
93		18	2	8	
94		50		7	
95		16	1	13	
96		57	2	10	
97		32		6	
98		50	3	9	
99		23	1	6	
100		47		6	
101		33		4	
102		70		2	
103		35		1	
104		61			
105		20		1	
106		47			
107		27			
108		48			
109		24			
110		27			
111		19			
112		22			
113		25			
114		32			
115		18			
116		21			
117		16			
118		26			
119		21			
120		24			
121		17			
122		31			
123		17			
124		36			
125		24			
126		33			
127		17			
128		34			
129		14			
130		36			
131		8			
132		36			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		22			
134		42			
135		23			
136		39			
137		18			
138		40			
139		23			
140		55			
141		37			
142		41			
143		35			
144		50			
145		46			
146		62			
147		55			
148		61			
149		77			
150		62			
151		87			
152		64			
153		71			
154		68			
155		62			
156		56			
157		238			
計	0	6,027	92	303	290
構成比	—	89.8%	1.4%	4.5%	4.3%
適用職員数 6,712人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給 職員数	全職員		受給職員	
			平均 手当月額	平均扶養 親族数	平均 手当月額	平均扶養 親族数
行政職	8,008 人	3,074 人 (38.4)	8,071 円	0.7 人	21,025 円	1.9 人
消防職	1,715	1,049 (61.2)	13,469	1.3	22,021	2.1
医師職	28	10 (35.7)	7,786	0.8	21,800	2.2
教育職 (高校・特別支援)	568	279 (49.1)	10,945	1.0	22,283	2.0
教育職 (小・中・幼稚園)	6,712	2,463 (36.7)	7,909	0.7	21,553	1.9
計	17,031	6,875 (40.4)	8,646	0.8	21,418	2.0

(注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。

2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該

4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。

職員の扶養親族数					
子	子以外				合計
	学齢加算	配偶者	父母等	小計	
手当月額 11,000円	1人当たり 6,000円	手当月額 7,000円	手当月額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,233	1,000	1,526	198	1,724	5,957
1,503	293	654	33	687	2,190
13	2	9	0	9	22
398	121	144	15	159	557
3,572	999	967	147	1,114	4,686
9,719	2,415	3,300	393	3,693	13,412

子1人につき6,000円が加算されるものである。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数				平 均 手当月額 円
	人	20% 人	16% 人	3% 人	
行 政 職	8,008	23	0	7,985	9,668
消 防 職	1,715	1	0	1,714	9,351
医 師 職	28	0	28	0	103,699
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	568	0	0	568	11,986
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,712	0	0	6,712	11,116
計	17,031	24	28	16,979	10,439

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料(教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。)、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される。

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数 人
行 政 職	8,008
消 防 職	1,715
医 師 職	28
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	568
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,712
計	17,031

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,749 (34.3)	9,024	26,287	674	2,075	2,749 (34.3)	26,287	0 (—)	—
495 (28.9)	7,601	26,333	122	373	495 (28.9)	26,333	0 (—)	—
3 (10.7)	2,893	27,000	0	3	3 (10.7)	27,000	0 (—)	—
151 (26.6)	6,923	26,043	42	109	151 (26.6)	26,043	0 (—)	—
1,852 (27.6)	7,242	26,246	513	1,339	1,852 (27.6)	26,246	0 (—)	—
5,250 (30.8)	8,098	26,270	1,351	3,899	5,250 (30.8)	26,270	0 (—)	—

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。
 身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区
 ら居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給職員数	平均手当月額		局長	部長
			全職員	受給職員		
行政職	人 8,008	人 671 (8.4)	円 7,941	円 94,775	人 35 (0.4)	人 139 (1.7)
消防職	1,715	69 (4.0)	3,796	94,352	1 (0.1)	15 (0.9)
医師職	28	28 (100.0)	117,554	117,554	1 (3.6)	21 (75.0)
教育職 (高校・特別支援)	568	31 (5.5)	3,761	68,903	—	—
教育職 (小・中・幼稚園)	6,712	593 (8.8)	5,920	67,009	—	—
計	17,031	1,392 (8.2)	6,768	82,807	37 (0.2)	175 (1.0)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位:%)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課長	係長	校長	副校長	教頭	園長
人 482 (6.0)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
53 (3.1)	—	—	—	—	—
6 (21.4)	—	—	—	—	—
—	—	13 (2.3)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	284 (4.2)	—	300 (4.5)	9 (0.1)
541 (3.2)	15 (0.1)	297 (1.7)	5 (0.0)	313 (1.8)	9 (0.1)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

第10表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	331				245	68		17		1		
消防職	106				98	8						
教育職 (高校・特別支援)	88		88									
教育職 (小・中・幼稚園)	390		381			9						
計	915											
60歳	256											
61歳	256											
62歳	184											
63歳	129											
64歳	90											

(注) 1 該当人員のいる給料表についてのみ掲載した(下表において同じ。)

2 該当人員0の級は空欄とした(下表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

級 給料表	全級計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教育職 (高校・特別支援)	3		3			
教育職 (小・中・幼稚園)	204		204			
計	207					
60歳	7					
61歳	43					
62歳	44					
63歳	50					
64歳	63					

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和4年4月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和4年4月25日から同年6月17日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和4年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所694事業所

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種。うち初任給関係職種は12職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は16職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記4の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって17層に層化し、これらの層から164事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、6,097人（うち初任給関係は275人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、34,620人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、33,584人である。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第2位を四捨五入している。

第11表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調査対象 事業所	左 の うち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	所 679	所 140	所 24	所 44	所 18	所 22	所 32
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	80	18	2	7	2	4	3
製 造 業	69	18	5	5	0	2	6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	185	31	6	14	2	2	7
卸 売 業 ・ 小 売 業	102	27	4	9	5	5	4
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	54	13	0	0	2	3	8
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	189	33	7	9	7	6	4

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が15所あった。
- 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が21所あった。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	円 208,385	円 216,087	円 201,997	円 208,385
	短 大 卒	180,611	※ 190,537	173,833	※ 187,963
	高 校 卒	171,064	※ 175,932	※ 165,588	—
新 卒 事 務 員	大 学 卒	205,979	210,823	203,565	※ 201,008
	短 大 卒	※ 171,261	—	※ 173,441	*
	高 校 卒	※ 164,083	*	*	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	210,999	220,935	198,257	209,403
	短 大 卒	184,172	※ 190,537	※ 174,137	※ 192,529
	高 校 卒	174,872	※ 178,986	*	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 3 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ		(A-B)			
			て	う				
給 与 (A)	ち 時 間 外 手 当 (B)							
事 務 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級
	大 学 卒	20	55.5	881,675	112	881,563		
	短 大 卒	12	54.3	953,993	108	953,885		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	8	57.3	779,556	117	779,439		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	192	52.7	627,099	2,921	624,178	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	157	52.5	644,862	2,758	642,104		
短 大 卒	13	50.6	581,889	310	581,579			
高 校 卒	22	54.4	551,642	5,236	546,406			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	127	53.5	676,103	1,705	674,398	同 上		
大 学 卒	96	53.4	687,205	787	686,418			
短 大 卒	20	53.6	686,033	5,473	680,560			
高 校 卒	11	54.7	563,837	3,573	560,264			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	95	50.7	581,286	1,099	580,187	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)		
大 学 卒	72	50.6	610,542	567	609,975			
短 大 卒	7	52.1	501,724	417	501,307			
高 校 卒	16	50.3	502,369	3,524	498,845			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	97	51.6	674,295	4,113	670,182	同 上		
大 学 卒	78	51.4	683,324	2,495	680,829			
短 大 卒	16	52.9	636,636	7,371	629,265			
高 校 卒	3	50.7	616,096	34,032	582,064			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	474	49.4	512,894	8,506	504,388	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職		
大 学 卒	318	48.7	529,480	6,727	522,753			
短 大 卒	52	51.2	455,124	3,676	451,448			
高 校 卒	102	50.9	490,330	16,592	473,738			
中 学 卒	2	40.5	392,663	21,876	370,787			
技 術 課 長	346	48.4	576,936	14,992	561,944	同 上		
大 学 卒	219	47.5	591,058	16,285	574,773			
短 大 卒	69	49.7	538,587	8,214	530,373			
高 校 卒	58	51.1	556,203	17,323	538,880			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	128	45.6	517,795	56,065	461,730	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	
	大学卒	76	42.8	542,495	60,395	482,100		
	短大卒	25	48.5	463,141	53,099	410,042		
	高校卒	27	50.6	499,524	46,427	453,097		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術課長代理	116	47.3	524,451	86,397	438,054		同 上
	大学卒	58	45.1	542,698	78,973	463,725		
	短大卒	39	49.5	514,413	111,065	403,348		
	高校卒	19	48.9	489,609	48,661	440,948		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	480	43.4	436,699	61,373	375,326		係の長及び係長級専門職
	大学卒	283	41.6	480,423	76,380	404,043		
	短大卒	100	44.9	349,438	38,301	311,137		
	高校卒	95	48.1	375,788	32,489	343,299		
	中学卒	2	55.5	334,256	33,523	300,733		
	技術係長	193	44.1	462,351	85,421	376,930		同 上
	大学卒	114	42.3	485,708	104,023	381,685		
	短大卒	43	44.7	398,821	46,418	352,403		
	高校卒	36	49.2	461,336	70,622	390,714		
	中学卒	0	-	-	-	-		
事務主任	423	40.8	361,686	44,789	316,897	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）		
大学卒	247	37.4	377,669	54,368	323,301			
短大卒	91	43.0	318,990	25,775	293,215			
高校卒	83	48.7	361,853	38,377	323,476			
中学卒	2	54.8	403,003	9,122	393,881			
技術主任	149	40.8	388,992	65,891	323,101	同 上		
大学卒	74	37.9	398,173	74,499	323,674			
短大卒	37	42.0	367,948	52,851	315,097			
高校卒	38	44.9	391,424	62,000	329,424			
中学卒	0	-	-	-	-			
事務係員	1,558	37.6	317,163	34,941	282,222	本表その2、その3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級		
大学卒	895	34.4	326,772	39,538	287,234			
短大卒	300	41.3	299,779	28,494	271,285			
高校卒	360	42.7	306,167	27,992	278,175			
中学卒	3	52.3	348,951	62,891	286,060			
技術係員	1,214	34.2	373,067	69,877	303,190			
大学卒	743	33.2	394,076	82,195	311,881			
短大卒	255	37.1	348,976	51,222	297,754			
高校卒	215	33.5	330,165	51,372	278,793			
中学卒	*	*	*	*	*			

- (注) 1 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。
- 2 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下、本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)			(A-B)
				円	円		
技能・労務関係職種 自家用乗用 自動車運転手 用 務 員	人	歳	円	円	円	{業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。}	
	* * 4 50.0	* * 4 50.0	* * 470,863	* * 91,815	* * 379,048		
研究関係職種 研 究 所 長 研究室(係)長 主任 研究員 研 究 員	* *	* *	* *	* *	* *	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	3 45.0	3 45.0	469,411	0	469,411	構成員3人以上の室(係)の長	
	6 34.5	6 34.5	348,972	54,957	294,015	{下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)}	
	14 28.8	14 28.8	273,529	32,642	240,887		
教 育 関 係 職 種 大 学 学 長 大 学 副 学 長 大 学 学 部 長 大 学 教 授 大 学 准 教 授 大 学 講 師 大 学 助 教 高 等 学 校 長 高 等 学 校 頭 高 等 学 校 教 諭 高 等 学 校 教 諭	2 61.0	2 61.0	883,110	0	883,110		
	5 55.0	5 55.0	710,613	0	710,613		
	4 54.0	4 54.0	750,983	0	750,983		
	46 56.8	46 56.8	601,313	0	601,313		
	32 48.4	32 48.4	511,965	0	511,965		
	16 45.4	16 45.4	483,914	0	483,914		
	7 40.3	7 40.3	396,806	0	396,806		
2 59.0	2 59.0	557,835	0	557,835			
7 48.6	7 48.6	575,263	4,004	571,259			
2 61.0	2 61.0	659,840	0	659,840			
57 43.0	57 43.0	445,718	997	444,721			

その2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て		(A-B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	20	55.5	881,675	112	881,563	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級
	大 学 卒	12	54.3	953,993	108	953,885		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	8	57.3	779,556	117	779,439		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	103	52.9	681,402	2,409	678,993	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	83	52.6	707,458	3,042	704,416		
	短 大 卒	8	53.0	635,893	464	635,429		
	高 校 卒	12	54.3	586,925	571	586,354		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	技 術 部 長	89	54.1	717,357	393	716,964	同 上	同 上
大 学 卒	71	53.8	716,712	322	716,390			
短 大 卒	11	54.6	803,444	807	802,637			
高 校 卒	7	56.9	607,683	540	607,143			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	54	51.9	631,427	70	631,357	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)	7 級、8 級	
大 学 卒	47	52.0	650,278	45	650,233			
短 大 卒	2	45.5	438,750	0	438,750			
高 校 卒	5	54.9	600,491	291	600,200			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	61	51.5	735,903	2,913	732,990	同 上	同 上	
大 学 卒	56	51.3	727,986	1,083	726,903			
短 大 卒	4	56.8	857,122	11,749	845,373			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	302	50.5	555,193	8,942	546,251	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級	
大 学 卒	208	50.0	572,206	7,197	565,009			
短 大 卒	22	52.7	479,657	29	479,628			
高 校 卒	70	51.7	529,640	17,601	512,039			
中 学 卒	2	40.5	392,663	21,876	370,787			
技 術 課 長	211	48.4	619,113	16,259	602,854	同 上	同 上	
大 学 卒	139	47.4	630,251	17,693	612,558			
短 大 卒	28	49.1	587,758	4,231	583,527			
高 校 卒	44	52.5	589,260	18,353	570,907			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て		(A-B)			
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 (中間職(課長-係長間))	4級、5級
	大学卒	86	45.7	538,541	73,915	464,626		
	短大卒	51	43.2	549,994	80,949	469,045		
	高校卒	18	48.5	487,476	61,937	425,539		
	中学卒	17	50.3	560,483	65,287	495,196		
		0	-	-	-	-		
	技術課長代理	48	45.0	552,614	56,032	496,582	同 上	同 上
	大学卒	30	43.8	570,350	60,901	509,449		
	短大卒	3	48.4	556,076	19,357	536,719		
	高校卒	15	46.9	512,285	53,024	459,261		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	事務係長	253	42.1	474,611	76,618	397,993	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	173	40.7	509,938	89,554	420,384		
	短大卒	38	43.4	358,829	48,892	309,937		
	高校卒	42	48.4	418,609	39,431	379,178		
	中学卒	0	-	-	-	-		
	技術係長	76	47.7	563,090	147,066	416,024	同 上	同 上
	大学卒	41	47.0	621,492	192,917	428,575		
	短大卒	11	43.4	406,261	62,419	343,842		
	高校卒	24	51.1	521,139	95,373	425,766		
中学卒	0	-	-	-	-			
事務主任	228	40.9	385,178	48,226	336,952	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 (中間職(係長-係員間))	2級、3級	
大学卒	137	37.1	397,199	57,212	339,987			
短大卒	44	43.4	334,485	30,034	304,451			
高校卒	46	49.9	403,329	40,881	362,448			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術主任	58	42.9	447,149	90,587	356,562	同 上	同 上	
大学卒	22	40.7	497,719	109,645	388,074			
短大卒	11	40.5	404,128	76,530	327,598			
高校卒	25	45.7	423,445	80,724	342,721			
中学卒	0	-	-	-	-			
事務係員	959	38.1	325,686	39,674	286,012		32歳以上 2級 31歳以下 1級	
大学卒	554	34.2	334,281	45,065	289,216			
短大卒	190	42.3	301,422	32,405	269,017			
高校卒	212	44.5	322,889	30,976	291,913			
中学卒	3	52.3	348,951	62,891	286,060			
技術係員	615	33.4	403,927	94,243	309,684		同 上	
大学卒	363	33.6	436,899	112,438	324,461			
短大卒	118	33.6	366,341	72,389	293,952			
高校卒	134	32.5	339,414	59,761	279,653			
中学卒	0	-	-	-	-			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまって		(A-B)			
			支給する	うち時間外				
			給与(A)	手当(B)				
事 務 係 職 種	支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	71	52.7	582,409	1,010	581,399	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	59	52.9	600,284	885	599,399		
短 大 卒	4	44.5	494,916	0	494,916			
高 校 卒	8	55.0	492,510	2,470	490,040			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 長	28	52.2	592,830	1,285	591,545	同 上	同 上	
大 学 卒	22	51.7	596,679	1,639	595,040			
短 大 卒	5	55.0	578,904	0	578,904			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	40	49.0	516,516	2,558	513,958	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 (中間職(部長-課長間))	6 級	
大 学 卒	24	48.1	543,727	1,597	542,130			
短 大 卒	5	56.8	546,398	712	545,686			
高 校 卒	11	47.6	446,920	5,351	441,569			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	33	52.1	550,652	7,320	543,332	同 上	同 上	
大 学 卒	20	52.2	548,315	7,781	540,534			
短 大 卒	11	51.7	550,700	6,144	544,556			
高 校 卒	2	54.0	574,025	9,365	564,660			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	132	46.6	426,472	7,216	419,256	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級	
大 学 卒	90	44.9	425,579	6,875	418,704			
短 大 卒	21	51.1	439,939	4,694	435,245			
高 校 卒	21	49.3	417,974	10,757	407,217			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 課 長	96	49.4	497,537	7,750	489,787	同 上	同 上	
大 学 卒	54	48.7	493,358	10,998	482,360			
短 大 卒	35	50.6	507,826	2,510	505,316			
高 校 卒	7	47.5	471,476	12,120	459,356			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ て		(A-B)		
			支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 (中間職(課長-係長間))	4級、5級
	大学卒	41 45.3	476,120	19,743	456,377		
	短大卒	25 42.1	526,821	17,436	509,385		
	高校卒	7 48.4	399,386	29,945	369,441		
	中学卒	9 51.6	397,241	18,032	379,209		
		0 -	-	-	-		
	技術課長代理	66 48.9	509,297	107,049	402,248	同 上	同 上
	大学卒	27 47.1	515,911	98,763	417,148		
	短大卒	36 49.6	511,493	117,492	394,001		
	高校卒	3 55.9	420,829	37,150	383,679		
	中学卒	0 -	-	-	-		
	事務係長	175 45.9	364,487	24,927	339,560	係の長及び係長級専門職	2級、3級
	大学卒	85 44.1	388,544	28,511	360,033		
	短大卒	51 46.5	338,344	23,421	314,923		
	高校卒	38 48.7	344,987	18,188	326,799		
	中学卒	* *	*	*	*		
	技術係長	89 42.5	404,096	41,811	362,285	同 上	同 上
	大学卒	56 40.5	408,579	41,681	366,898		
	短大卒	28 45.3	398,452	43,257	355,195		
	高校卒	5 48.7	388,088	35,773	352,315		
中学卒	0 -	-	-	-			
事務主任	165 41.3	339,027	41,804	297,223	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 (中間職(係長-係員間))	1 級	
大学卒	91 38.5	370,059	55,824	314,235			
短大卒	43 42.5	296,550	18,143	278,407			
高校卒	30 47.6	305,319	33,755	271,564			
中学卒	* *	*	*	*			
技術主任	57 39.8	350,313	51,388	298,925	同 上	同 上	
大学卒	33 37.6	351,972	56,746	295,226			
短大卒	19 43.4	359,783	49,359	310,424			
高校卒	5 40.6	302,979	23,212	279,767			
中学卒	0 -	-	-	-			
事務係員	480 37.0	304,515	25,706	278,809		同 上	
大学卒	276 35.1	317,540	29,315	288,225			
短大卒	97 39.8	299,098	20,088	279,010			
高校卒	107 39.8	274,545	21,080	253,465			
中学卒	0 -	-	-	-			
技術係員	396 36.0	345,177	42,991	302,186		同 上	
大学卒	241 33.5	356,977	48,640	308,337			
短大卒	114 40.3	334,893	35,513	299,380			
高校卒	41 35.0	312,917	36,891	276,026			
中学卒	0 -	-	-	-			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
			きまっ		(A-B)			
			て	う				
給 与 (A)	ち 時 間 外 手 当 (B)							
事 務 係 職 種	支 店 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	18	51.0	471,272	12,778	458,494	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級
	大 学 卒	15	50.7	477,827	8,000	469,827		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	2	53.5	461,575	55,000	406,575			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
技 術 係 職 種	技 術 部 長	10	51.2	465,111	15,905	449,206	同 上	同 上
	大 学 卒	3	54.0	463,662	7,974	455,688		
	短 大 卒	4	49.5	483,867	24,207	459,660		
	高 校 卒	3	50.7	441,552	12,767	428,785		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 係 職 種	事 務 部 次 長	*	*	*	*	*	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 (中間職(部長-課長間))	5 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
技 術 係 職 種	技 術 部 次 長	3	48.7	488,163	0	488,163	同 上	同 上
	大 学 卒	2	49.0	480,745	0	480,745		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 係 職 種	事 務 課 長	40	48.6	422,488	8,873	413,615	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級
	大 学 卒	20	49.2	453,410	256	453,154		
	短 大 卒	9	46.9	415,928	12,274	403,654		
	高 校 卒	11	49.0	371,632	21,758	349,874		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
技 術 係 職 種	技 術 課 長	39	46.5	444,839	22,684	422,155	同 上	同 上
	大 学 卒	26	46.3	451,709	14,746	436,963		
	短 大 卒	6	48.0	447,689	65,685	382,004		
	高 校 卒	7	45.7	416,877	15,312	401,565		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
			きまって		(A-B)			
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
事 務 係 長 代 理	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	4 級	
	大学卒	0 -	-	-	-			
	短大卒	0 -	-	-	-			
	高校卒	* *	* *	* *	* *			
	中 学 卒	0 -	-	-	-			
	技 術 係 長 代 理	2	44.5	406,451	60,791	345,660	同 上	同 上
		大学卒	* *	* *	* *	* *		
		短大卒	0 -	-	-	-		
		高校卒	* *	* *	* *	* *		
	中 学 卒	0 -	-	-	-			
	事 務 係 長	52	45.3	376,783	60,009	316,774	係の長及び係長級専門職	2級、3級
		大学卒	25	44.4	440,449	79,813		
短大卒		11	45.9	345,657	43,966	301,691		
高校卒		15	45.8	299,607	41,831	257,776		
中 学 卒	* *	* *	* *	* *	* *			
技 術 係 長	28	38.9	365,596	49,249	316,347	同 上	同 上	
	大学卒	17	35.6	374,305	66,160			308,145
	短大卒	4	44.5	382,165	25,768			356,397
	高校卒	7	43.9	334,976	21,598			313,378
中 学 卒	0 -	-	-	-	-			
事 務 主 任	30	38.0	286,229	32,108	254,121	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	1 級	
	大学卒	19	34.3	263,388	26,588			236,800
	短大卒	4	42.0	331,998	43,257			288,741
	高校卒	7	45.6	322,074	40,722			281,352
中 学 卒	0 -	-	-	-	-			
技 術 主 任	34	38.7	348,757	45,925	302,832	同 上	同 上	
	大学卒	19	35.4	359,364	63,043			296,321
	短大卒	7	40.9	331,247	24,363			306,884
	高校卒	8	44.6	338,885	24,139			314,746
中 学 卒	0 -	-	-	-	-			
事 務 係 員	119	35.0	285,517	27,650	257,867		同 上	
	大学卒	65	32.2	287,113	27,367			259,746
	短大卒	13	37.4	275,431	27,352			248,079
	高校卒	41	38.7	286,162	28,197			257,965
中 学 卒	0 -	-	-	-	-			
技 術 係 員	203	33.2	311,888	33,655	278,233		同 上	
	大学卒	139	31.4	308,417	36,705			271,712
	短大卒	23	39.1	328,816	15,866			312,950
	高校卒	40	36.0	311,960	33,479			278,481
中 学 卒	* *	* *	* *	* *	* *			

第14表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	41.6	34.6	65.4	0.0	58.4
高校卒	4.0	34.1	65.9	0.0	96.0

(注) 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

第15表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		72.7 %
配偶者に家族手当を支給する		80.7 %
家族手当制度がない		27.3 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	15,330 円
	配偶者と子1人	22,562 円
	配偶者と子2人	28,974 円

(注) 1 配偶者に家族手当を支給する割合は、家族手当制度がある事業所を100としたものである。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	一定率(額)分 %	考課査定分 %
係員	59.9	40.1
課長級	57.0	43.0
部長級(非役員)	58.6	41.4

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

項目 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北海道
	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和3年4月	300,317	1.6	261,125	△1.8	275,920	1.1	243,902	△1.5	150.4	147.4
5月	294,857	2.6	256,149	△1.3	272,097	1.4	239,740	△1.1	136.0	132.5
6月	297,175	2.1	259,774	△1.3	274,365	0.8	243,600	△1.3	146.9	144.4
7月	297,740	1.7	260,647	△1.2	274,013	0.7	243,245	△0.6	146.9	144.1
8月	295,048	1.3	258,574	△2.2	271,923	0.7	242,348	△1.5	135.8	136.6
9月	296,347	1.2	258,115	△2.5	273,619	0.7	241,979	△1.7	141.4	140.9
10月	298,582	0.8	263,003	△1.6	275,136	0.5	244,853	△1.4	144.8	144.5
11月	298,029	1.3	264,324	△1.2	273,881	1.0	246,478	△0.5	145.8	142.6
12月	298,585	1.2	264,087	△0.5	273,736	0.7	245,688	△0.1	144.5	142.3
令和4年1月	298,869	2.0	260,621	0.5	274,671	1.8	240,282	△0.8	136.9	134.5
2月	299,516	2.3	261,614	2.2	275,153	1.9	241,008	0.6	136.6	132.0
3月	303,969	2.2	265,468	2.5	278,933	1.9	245,183	1.1	144.5	142.2
4月	307,905	2.5	265,294	1.5	281,865	2.2	244,714	0.3	149.0	145.7
資料出所	厚生労働省		北海道		厚生労働省		北海道		厚生労働省	北海道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は令和2年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和4年4月における集計世帯数は、全国7,357世帯、札幌市92世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全国	北海道	全国		札幌市		全国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
12.1	9.3	301,043	12.4	297,568	3.8	△1.1	△1.1	3.5	1.09	2.8
11.1	8.8	281,063	11.5	250,181	△10.9	△0.8	△0.7	4.8	1.10	2.9
11.4	9.0	260,285	△4.9	274,026	△9.5	△0.5	△0.4	4.9	1.13	2.9
11.9	9.9	267,710	0.3	260,690	△16.5	△0.3	0.3	5.6	1.14	2.8
10.9	9.3	266,638	△3.5	248,034	△20.9	△0.4	0.2	5.6	1.15	2.8
11.3	9.6	265,306	△1.7	251,558	△28.3	0.2	0.6	6.2	1.15	2.8
11.7	9.7	281,996	△0.5	235,706	△17.6	0.1	0.6	8.0	1.16	2.7
12.1	9.7	277,029	△0.6	269,840	△7.7	0.6	0.9	8.9	1.17	2.8
12.3	9.6	317,206	0.7	300,619	△14.5	0.8	0.8	8.6	1.17	2.7
11.8	10.5	287,801	7.5	266,740	1.7	0.5	0.7	9.0	1.20	2.8
11.9	9.9	257,887	2.2	283,294	8.0	0.9	1.2	9.4	1.21	2.7
12.6	10.3	307,261	△0.8	307,691	△0.1	1.2	1.5	9.3	1.22	2.6
12.9	10.7	304,510	1.2	277,694	△6.7	2.5	3.0	10.0	1.23	2.5
厚生 労働省	北海道	総務省						日 本 銀 行	厚 生 労 働 省	総務省

職員の給与に関する報告及び勧告（令和4年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-22-1823
関係部局保存期間	1年

